

議案第25号

債権の放棄について（こども青少年局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 本市が行った母子福祉資金の貸付け 9 件に係る各債務者
- 2 債 権 の 内 容 母子福祉資金の貸付金に係る債権
- 3 放棄する債権の額 下記の表の未償還の元本の額欄に掲げる金額の合計金
7,704,044円及びこれらに対する違約金並びに償還済みの元
本に係る違約金

	貸付けを行った日	未償還の元本の額
1	昭和56年 4 月 22 日	金633,706円
2	平成 5 年 3 月 31 日	金310,500円
3	平成 5 年 4 月 3 日	金152,038円
4	平成 5 年 4 月 5 日	金1,968,000円
5	平成 7 年 4 月 1 日	金424,800円
6	平成10年 4 月 1 日	金1,368,000円
7	平成10年 4 月 1 日	金324,000円
8	平成20年 4 月 1 日	金660,000円
9	平成23年 4 月 1 日	金1,863,000円

- 4 放 棄 の 理 由 債務者らが破産しており、当該債権の弁済を受けることがで
きる見込みがないため

令和 7 年 2 月 7 日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

本市が行った母子福祉資金の貸付けに係る各債務者に対する母子福祉資金の貸付金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。